

令和8年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
渡良瀬川沿岸地区邑楽頭首工耐震照査その他業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1 条	令和8年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川沿岸地区邑楽頭首工耐震照査その他業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
(目 的) 第1-2 条	本業務は、邑楽頭首工及び付帯施設等の耐震照査等を実施するものである。														
(場 所) 第1-3 条	本業務において対象となる位置は、栃木県足利市及び群馬県桐生市他3市4町地内で、別添位置図に示すとおりである。														
(土地への立入り等) 第1-4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。														
(一般事項) 第1-5 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。 (2) 作業に従事する技術者は対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 現地調査にあたっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。 (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (5) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。														
(管理技術者) 第1-6 条	1 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する学術部門</td><td>－</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農 業	農業土木、農業農村工学	博士	当該業務に関連する学術部門	－	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農 業	農業土木、農業農村工学													
博士	当該業務に関連する学術部門	－													
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－													
(照査技術者) 第1-7 条	1 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。														

項 目	内 容																										
	<table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する 学術部門</td><td>－</td></tr><tr><td>シビルコンサルティン グマネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table> 2 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。 ① 業務実施計画作成時 ② 現地調査実施後 ③ 耐震照査に係る基本条件設定段階 ④ 耐震照査完了段階 ⑤ 点検・取りまとめ段階 ⑥ その他、監督職員が指示した場合 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。 (担当技術者) 第 1-8 条 担当技術者は共通仕様書第 1-8 条によるものとする。 (配置技術者の確認) 第 1-9 条 共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。 (保険加入) 第 1-10 条 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。 第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条 この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」」及び「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」 技術書」</td><td>農林水産省農村振興局整備部設計課</td><td>令和 6 年 3 月</td></tr><tr><td>2</td><td>土地改良事業設計指針「耐震設計」</td><td>(公社)農業農村工学会</td><td>平成 27 年 5 月</td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農 業	農業土木、農業農村工学	博士	当該業務に関連する 学術部門	－	シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木	－	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」」及び「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」 技術書」	農林水産省農村振興局整備部設計課	令和 6 年 3 月	2	土地改良事業設計指針「耐震設計」	(公社)農業農村工学会	平成 27 年 5 月
資 格	技術部門	選択科目																									
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学																									
	農 業	農業土木、農業農村工学																									
博士	当該業務に関連する 学術部門	－																									
シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木	－																									
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月																								
1	「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」」及び「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」 技術書」	農林水産省農村振興局整備部設計課	令和 6 年 3 月																								
2	土地改良事業設計指針「耐震設計」	(公社)農業農村工学会	平成 27 年 5 月																								

項 目	内 容			
	3	道路橋示方書・V耐震設計編	(公社)日本道路協会	平成 24 年 3 月
	4	鋼構造物計画設計技術指針 (水門扉編)	(一社) 農業土木事業協会	平成 21 年 11 月
	5	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国土交通省水管理・国土保全局治水課	令和 2 年 2 月
	6	ダム・堰施設技術基準 (案) (平成 28 年 3 月改正)「基準解説編・設備計画マニュアル編」	(一社)ダム・堰施設技術協会	平成 28 年 3 月
	7	ダム・堰施設検査要領 (案) (同解説)	(一社)ダム・堰施設技術協会	平成 22 年 1 月
	8	ダム・堰施設技術基準 (案) 基準解説編・マニュアル編 (平成 28 年 3 月改正)	(一社)ダム・堰施設技術協会	平成 28 年 3 月
	9	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室	令和 5 年 4 月
	10	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」	農林水産省農村振興局整備部設計課	平成 28 年 8 月
	11	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」	農林水産省農村振興局整備部設計課	平成 28 年 8 月
	12	農業水利施設の長寿命化のための手引き	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	平成 27 年 11 月
	※ 農業水利施設の機能保全の手引きは、 https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/index.html より入手可能。			
(作業条件) 第 2-2 条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工法計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 本業務にて耐震照査を行う 邑楽頭首工の施設の重要度区分は、AA 種とする。 (4) レベル 1 地震動の頭首工の構成要素ごとの耐震性能は「健全性を損なわない」とする。また、レベル 2 地震動の耐震性能は「限定された損傷に留める」とする。 (5) 施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。なお、渡良瀬川の非出水期は 11 月 1 日から翌 5 月 31 日までとなっている。 ・施設管理者 群馬県 (邑楽頭首工) ・施設操作者 渡良瀬川下流土地改良区連合 (邑楽頭首工) (6) 調査対象施設において、作業上支障となる状態が発生した場合や新たに仮設等が必要となった場合は、監督職員と協議する。 (7) 調査の実施に際して、河川管理者及び道路管理者との連絡調整が必要となった場合は、発注者側で実施する。			
(主要施設及び対象施設) 第 2-3 条	本業務の対象となる施設は、別紙 1【調査対象施設諸元一覧表】のとおりである。			
(貸与資料) 第 2-4 条	貸与資料は、次のとおりである。 また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。			

項 目	内 容	
(貸与資料等の取扱い) 第 2-5 条	貸 与 資 料	
	事業誌 渡良瀬川 (S59 年 9 月)	1 式
	渡良瀬川沿岸地区 工事出来形図面	1 式
	調査報告書 渡良瀬川沿岸地質調査 (昭和 42 年 3 月)	1 式
	土質調査報告書 渡良瀬川沿岸地区頭首工地質調査 (昭和 46 年)	1 式
	邑楽頭首工実施設計報告書 其の 1 水利構造計算 (昭和 47 年)	1 式
	邑楽頭首工実施設計報告書 其の 2 構想計算及び施工計画 (昭和	1 式
	邑楽頭首工設計資料集 水理・構造計算編 (昭和 51 年)	1 式
	邑楽頭首工設計資料集 基礎工・施工計画編 (昭和 51 年)	1 式
	邑楽頭首工工事写真 基礎工事・鋼管杭	1 式
	邑楽頭首工工事写真 基礎工事	1 式
	平成 27 年度 国営施設機能保全事業	1 式
	渡良瀬川沿岸地区長寿命化計画書作成その他業務 報告書	
	平成 27 年度 国営施設機能保全事業	1 式
	渡良瀬川沿岸地区施設耐震診断業務 報告書	
	平成 31 年度 地域整備方向検討調査	1 式
	渡良瀬川沿岸地域整備構想検討業務 報告書	
	令和 2 年度 地域整備方向検討調査	1 式
	渡良瀬川沿岸地域施設機能診断業務 報告書	
	令和 2 年度 地域整備方向検討調査	1 式
	渡良瀬川沿岸地域営農施設整備構想検討業務 報告書	
	令和 3 年度 地域整備方向検討調査	1 式
	渡良瀬川沿岸地域施設機能診断業務 報告書	
	令和 3 年度 地域整備方向検討調査	1 式
	渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	
	令和 4 年度 地域整備方向検討調査	1 式
	渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	
	令和 5 年度 地域整備方向検討調査	1 式
	渡良瀬川沿岸地域営農計画及び施設整備構想検討その他業務	
	令和 6 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業	1 式
	渡良瀬川沿岸地区邑楽頭首工等耐震照査業務	
	令和 6 年度 地域整備方向検討調査	1 式
	渡良瀬川沿岸地域用水計画 (案) 検討その他業務	

- 第 2-1 条、第 2-4 条に示す適用する図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。
- (1) 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
 - (2) 適用する図書は、設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (3) 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。
 - (4) 上記記載資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。

項 目	内 容								
(関連業務) 第 2-6 条	本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果とすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 務 名</th><th>業務実施期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区太田頭首工湧水調査その他業務</td><td>R8. 5. 27 ～R9. 3. 15</td></tr> <tr> <td>令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務</td><td>R8. 6. 25 ～R9. 3. 3</td></tr> <tr> <td>令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区等環境配慮計画策定その他業務</td><td>R8. 5. 14 ～R9. 1. 28</td></tr> </tbody> </table>	業 務 名	業務実施期間	令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区太田頭首工湧水調査その他業務	R8. 5. 27 ～R9. 3. 15	令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務	R8. 6. 25 ～R9. 3. 3	令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区等環境配慮計画策定その他業務	R8. 5. 14 ～R9. 1. 28
業 務 名	業務実施期間								
令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区太田頭首工湧水調査その他業務	R8. 5. 27 ～R9. 3. 15								
令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務	R8. 6. 25 ～R9. 3. 3								
令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区等環境配慮計画策定その他業務	R8. 5. 14 ～R9. 1. 28								
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条	本業務における作業項目及び数量は、別紙 2 に示すとおりである。								
(作業の留意点) 第 3-2 条	業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 第 2-1 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す適用する図書、貸与資料並びに受注者が所有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (2) 作業にあたっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めることとする。 (3) 現地作業を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。 (4) 立入許可が必要な施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。 (5) 現地調査にあたっては、施設に損傷等を与えないよう十分留意して行うものとし、現地作業において施設損傷等を与えた場合は、受注者の責任において復旧するものとする。 (6) 貸与を受けた調査器具等物品については、盗難防止等の管理を徹底するものとし、不測の事態が生じた際は速やかに監督職員に連絡・調整するものとする。 (7) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。								
(業務写真における 黒板情報の電子化) 第 3-3 条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1)使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信性憑確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 (2)機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。								

項 目	内 容
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条	(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pacauth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又は チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。 共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 (1) 打合せ時期 初 回 業務実施計画作成時 第 2 回 中間打合せ（現地調査実施段階） 第 3 回 中間打合せ（耐震照査に係る基本条件設定段階） 第 4 回 中間打合せ（耐震照査完了段階） 最終回 点検・取りまとめ段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-10 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 (2) 打合せ場所 打合せは WEB 会議により行うことを想定している。
第 5 章 技術提案書の取扱いについて 第 5-1 条	技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1－11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。

項 目	内 容
第 6 章 成果物 (成果物) 第 6-1 条	成果物を共通仕様書第 1 - 1 7 条に基づき作成し、提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) により別途 1 部を提出するものとする。 2. 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 3. 要約版 1 部
(成果物の提出先) 第 6-2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸 4 7 1 - 6 5 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所
第 7 章 契約変更 (契約変更) 第 7-1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 2-3 条に示す「主要施設及び対象施設」に変更が生じた場合。 (3) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (4) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (5) 第 6-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (6) 履行期間の変更が生じた場合。 (7) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (8) 調査項目の追加が生じた場合。 (9) 旅費交通費における宿泊費が確定した場合。 (10) その他重要な変更が生じた場合。
(業務スライドの試 行) 第 7-2 条	(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知) URL (「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf」) に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行

項 目	内 容
第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8-1 条 (再調査) 第 8-2 条	うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、(2) ～ (5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2) 、 (6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。 調査結果が調査目的に合致せず、その原因が受注者に起因すると認められる場合は再調査を命ずることがある。 この場合、変更協議の対象としない。

調査対象施設諸元一覧表

施設名称・対象構造物	施設規模		備 考
	構造物の規模	数 量	
邑楽頭首工	フローティングタイプ全可動堰		
堰柱	W3.0m×B16.0m×H14.7m	4基	
操作室(堰柱上部)	W7.0m×B9.0m×H3.55m	4基	
魚道	階段式、B=2.0m、L=55.0m、勾配1/12.5	1箇所	
管理橋	単種活荷重合成桁5連、L=195.0m、W=3.5m	1橋	
土砂吐ゲート	フラップ付きローラーゲート(B40.0m×H4.3m)	1門	
洪水吐ゲート	鋼製ローラーゲート(B40.0m×H4.2m)	2門	
取水ゲート	W3.6m×H1.499m 2連 鋼製ローラーゲート(B3.0m×H2.0m) 川表・川裏	2門	
取水樋管	鉄筋コンクリート函渠(B3.0m×H2.0m×2連)	40.0m	
邑楽沈砂池	鉄筋コンクリート(全巾23.4m B2.6m×8連) 沈砂池ゲート8門、排砂ゲート1門	1箇所	
排砂樋管	鉄筋コンクリート函渠(B1.30m×H1.80m)	135.1m	
管理事務所	鉄筋コンクリート3階建、延床面積259.2m ²	1棟	
水管理施設	親局(管理事務所)、子局2箇所	1式	
岡登幹線水路			
管水路・暗渠・開水路	φ1,200～1,650mm、B1.30～1.80m×H0.80～1.40m	5.7km	
余水吐	余水吐ゲート2基、サイホン入口ゲート1基	1箇所	
分水工(管水路)	制水弁(分水側)	2箇所	
三俣分水工	分水ゲート1基、本線ゲート(自動水位調整ゲート)1基	1箇所	藪塚畑かん水路
阿左美分水工	分水ゲート1基、本線ゲート1基	1箇所	岡登放水路
水位調整施設	調整堰ゲート	1箇所	
	転倒ゲート	1箇所	
藪塚畑かん水路			
暗渠工・管水路	B1.00m×H1.50m、φ900	1.4km	鹿用水路・導水路
鹿分水工	分水ゲート(鹿用水)1基、導水ゲート(鹿の川沼)1基	1箇所	〃
管水路	φ400～1,350mm	10.7km	1号・2号幹線水路
流量計(管水路)		1箇所	〃
制水弁(管水路)		5箇所	〃
通気孔(管水路)		1箇所	〃
空気弁(管水路)		32箇所	〃
水抜(ブローオフ)工(管水路)		4箇所	〃
分水工(管水路)	制水弁(支線側)、空気弁(支線側)	21箇所	〃
太田幹線水路			
開水路・暗渠	B4.00m×H2.50m	3.1km	
合流工		1箇所	広沢川
太田沈砂池	排砂ゲート6基、水位調整ゲート1基、除塵機1基、 非常用ゲート1基、サイホンブレイカ1基	1箇所	
原田分水工	分水ゲート1基	1箇所	
矢場分水工	矢場幹線ゲート、新田堀幹線ゲート	1箇所	矢場幹線水路 新田堀幹線水路
矢場放水工	放水ゲート1基	1箇所	
水位調整施設	自動水位調整ゲート	1箇所	
太田放水路			
開水路・暗渠	B5.40m×H2.10～4.33m	0.3km	
新田堀幹線水路			
開水路	B2.50～4.00m×H1.5～2.50m	4.8km	
大谷分水工	分水ゲート1基、本線ゲート1基	1箇所	大谷幹線水路
美女木分水工	長堀幹線ゲート1基、除塵機(長堀幹線側)1基、 長堀放水ゲート1基	1箇所	長堀幹線水路 長堀放水路
八瀬川放水工	自動水位調整ゲート(放水側)	1箇所	
水位調整施設	自動水位調整ゲート	4箇所	

調査対象施設諸元一覧表

施設名称・対象構造物	施設規模		備 考
	構造物の規模	数 量	
長堀幹線水路			
開水路・管水路	B1.75～2.15m×H1.25m、φ 1,200	3.1km	
排泥工(管水路)		1箇所	
通気孔(管水路)		3箇所	
弥太郎堰放水工	自動水位調整ゲート2基(幹線側・放水側)	1箇所	
上野井分水工	分水ゲート1基	1箇所	
大谷幹線水路			
開水路・暗渠	B1.6～6.4m×H1.4～1.9m	7.7km	休泊堀、鶴巻川
合流工		2箇所	
七ヶ村用水分水工	分水ゲート1基、本線ゲート1基	1箇所	
水位調整施設	ローラーゲート	9箇所	
	転倒ゲート	1箇所	
	自動水位調整ゲート	2箇所	
矢場幹線水路			
管水路・開水路・暗渠	B2.50～4.00m×H1.45～2.05m、φ 2,000mm	8.7km	
空気弁(管水路)		2箇所	
休泊放水工(管水路)	空気弁1基(幹線側)、制水弁1基(放水側)	1箇所	
矢場減勢工	減勢工ゲート1基、通気孔1基	1箇所	
小瀬墓分水工	分水ゲート1基、本線ゲート1基	1箇所	三栗谷導水路
矢場川余水吐	放水ゲート1基、本線ゲート1基	1箇所	矢場川放水路
不動堀分水工	分水ゲート1基、本線ゲート(自動水位調整ゲート)1基	1箇所	
水位調整施設	自動水位調整ゲート	3箇所	
	ローラーゲート	1箇所	
三栗谷導水路			
開水路・暗渠・管水路	B2.10～2.50m×H1.40m、φ 1,350～1,500mm	3.4km	
三栗谷分水工	本線ゲート1基、呑口除塵機1基、余水吐ゲート1基、放水ゲート1基	1箇所	三栗谷余水吐 三栗谷放水路
通気孔(管水路)		2箇所	
空気弁(管水路)		4箇所	
排泥工(管水路)		1箇所	
三栗谷減勢工	本線ゲート1基	1箇所	
邑楽東部幹線水路			
開水路・暗渠	B1.65～3.40m×H1.05～1.90m、φ 1,350～1,800mm	4.3km	
三ツ又堰分水工	分水ゲート1基、本線ゲート1基	1箇所	
仲伊谷田放水工	放水ゲート1基、本線ゲート1基	1箇所	
楠木分水工	分水ゲート1基、本線ゲート1基	1箇所	
水位調整施設	自動水位調整ゲート	3箇所	

【設計業務】

作業項目	作業内容	作業量	備考
1. 準備作業			
1-1. 現地調査	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	1式	
1-2. 資料の検討	貸与資料及び耐震性能照査に必要な施設完了時の設計図書、地域特性等に係る資料を収集・整理し、機能診断及び耐震照査の基礎資料とする。	1式	
2. 耐震性能照査			
2-1. 邑楽頭首工	令和6年度に設定した邑楽頭首工地点におけるレベル1地震動、レベル2地震動タイプⅠ（プレート境界型）及びレベル2地震動タイプⅡ（内陸直下型）を用いて、代表堰柱（P3堰柱）を除く堰柱毎（計3堰柱）における次の構成要素別に保持すべき性能における耐震照査を実施する。 なお、照査に当たっては、R7年度に実施したボーリング調査結果による耐震設計上の基盤面を採用するものとする。 ①堰柱 ②洪水吐きゲート ③土砂吐けゲート	1式	
2-2. 幹線水路の耐震性能照査	令和2年度に実施した施設の重要度の整理結果を踏まえ、H27年度に実施した耐震照査において未実施の幹線水路において、重要度区分に応じた地震動における耐震照査を行う。 ①重要度A区間：レベル1及びレベル2 以下の土木施設及び機械設備 ・岡登幹線水路（国道横断区間、鉄道横断区間） ・藪塚畑かん水路（国道横断区間、鉄道横断区間） ・長堀幹線水路（河川横断区間、鉄道横断区間） ・大谷幹線水路（国道横断区間、鉄道横断区間） ・矢場幹線水路（高速道路及び県道256横断区間） ・三栗谷導水路（高速道路横断区間） ・邑楽東部幹線水路（高速道路横断区間） ・太田放水路（国道横断区間） ②重要度B区間：レベル1 以下の土木施設及び機械設備 ・岡登幹線水路 ・藪塚畑かん水路（鹿用水） ・太田幹線水路 ・新田堀幹線水路 ・大谷幹線水路 ・三栗谷導水路 ・邑楽東部幹線水路	1式	
3. 対策工法の検討			
3-1. 邑楽頭首工付帯施設	R7年度に実施した以下の頭首工付帯施設の耐震照査結果を踏まえ、対策工法の検討を行い、概算事業費を算定する。また、管理橋は、落橋防止対策について検討を行い、概算事業費を算定する。 ①魚道 ②取水工 ③沈砂池 ④管理橋 ⑤ゲート操作室	1式	
4. 魚道機能改善対策の検討	【太田頭首工】 過年度の検討内容を踏まえ、効果的な呼び水水路の設置計画を検討する。 【邑楽頭首工】 過年度の検討内容を踏まえ、魚種の遡上に効果的な石積みめの設置計画を検討する。 【共通】 河川協議に必要となる資料を作成する。	1式	
5. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式	
6. 点検・取りまとめ	上記各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1式	